

第4章 果樹共済

(定義)

第77条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 収穫共済の共済目的の種類等 法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 半相殺方式による収穫共済 法第120条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (3) 災害収入共済方式による収穫共済 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (4) 果樹共済資格団体 法第15条第1項第4号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (5) 災害収入共済方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年間において法第120条の10に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は果樹共済資格団体をいう。

(共済関係の成立)

第78条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあってはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあってはその共済目的の種類ごと及び第83条第2項に掲げる期間ごとに、組合員が申込期間内にその現に栽培している第2条第1項第3号又は第4号の果樹(収穫共済の共済目的の種類等(災害収入共済方式による収穫共済にあっては、収穫共済の共済目的の種類。次条第2号において同じ。))ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が5アールに達しないものを除く。)のすべて(当該果樹のうちに次の各号に掲げる事由に該当する果樹があるときは、その該当する果樹以外の当該果樹のすべて)を収穫共済又は樹体共済に付することを申込み、この組合がこれを承諾することによって成立するものとする。

- (1) 収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
 - (2) 第88条第1項第1号の標準収穫量、同項第2号の基準生産金額若しくは同条第4項の共済価額の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量若しくは生産金額又は当該果樹の価額の適正な決定が困難であること。
 - (3) 当該果樹に係る第91条第1項及び第2項の減収量若しくは生産金額の減少額又は同条第5項の損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
 - (4) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。
- 2 前項の申込期間は、収穫共済にあっては第1号に掲げる期間、樹体共済にあっては第2号に掲げる期間とする。

- (1) 収穫共済の申込期間
うんしゅうみかん 6月10日から 7月1日まで
- (2) 樹体共済の申込期間
うんしゅうみかん 6月10日から 7月1日まで

(果樹共済への義務加入)

第79条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で第2条第1項第3号又は第4号の果樹につき栽培の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該果樹を収穫共済及び樹体共済に付さなければならない。

- (1) この組合が当該果樹についての前条第1項の規定による申込みにつき、第81条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなった場合を除く。）
- (2) 当該果樹が、その者が栽培する果樹で収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が前条第1項に規定する面積に達しないものである場合
- (3) 当該果樹が前条第1項各号に掲げる事由に該当する果樹である場合

(果樹共済の申込み)

第80条 組合員が第78条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあっては収穫共済の共済事故等による種別（法第120条の7第1項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）による区分をいう。以下同じ。）
- (3) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数
- (4) 既に第2条第1項第4号の事故が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が生じている果樹がある場合にあってはその旨。
- (5) 災害収入共済方式による収穫共済に付することを申込む場合にあっては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画
- (6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第78条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該収穫共済又は樹体共済に係る第83条各項に掲げる期間の開始時の10日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを当該申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第84条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第81条 この組合は、組合員から第78条第1項の規定による申込みがあった場合におい

て、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している第2条第1項第3号又は第4号の果樹で第78条第1項の規定による申込みができるもののすべてでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(共済関係の消滅しない場合)

第82条 この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合(この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が果樹共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該果樹共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合)において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第10条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第82条の2 この組合は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項及び第2項、第80条第3項並びに第84条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第83条 収穫共済の共済責任期間は、うんしゅうみかんについては春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

2 樹体共済の共済責任期間は、次に掲げる期間とする。

うんしゅうみかん 7月20日から1年間

(通知義務)

第84条 この組合との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に係る共済目的を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき、法第120条の6第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的

についての栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき又は第80条第1項第5号の計画を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第85条 収穫共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、収穫共済の共済目的の種類等(災害収入共済方式による収穫共済にあっては、収穫共済の共済目的の種類。以下この項において同じ。)ごと及び収穫共済の共済事故等による種別ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る第89条第1項の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫基準共済掛金率(法第120条の7第1項の収穫基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額(組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該2分の1に相当する金額及び当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

- 2 樹体共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、樹体共済の共済目的の種類ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該樹体共済の共済目的の種類に係る第89条第2項の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体基準共済掛金率(法第120条の7第6項の樹体基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額(組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該2分の1に相当する金額及び当該組合員の当該樹体共済の共済目的の種類に係る補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。
- 3 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第86条 第78条第1項の規定によりこの組合との間に収穫共済の共済関係が成立した者は、収穫共済に係る組合員負担共済掛金を第1号に掲げる期日までにこの組合に払込まなければならない。

ただし、当該組合員負担共済掛金の金額が1万円以上であって、かつ、その支払につき確実な担保を供し、又は保証人を立てた場合にあっては、第2号に掲げる期日までにその収穫共済に係る組合員負担共済掛金を払込むものとする。

(1) うんしゅうみかん 7月20日

(2) うんしゅうみかん 12月20日

- 2 第78条第1項の規定によりこの組合との間に樹体共済の共済関係が成立した者は、樹体共済に係る組合員負担共済掛金を第83条第2項に掲げる期間の開始の日の前日までにこの組合に払込まなければならない。

(組合員負担共済掛金の分納)

第87条 この組合は、果樹共済に係る組合員負担共済掛金について、当該組合員負担共済掛金の金額が1万円以上である場合には、前条第1項本文又は第2項の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払込むことを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3 組合員は、第1項の規定により2回に分割して払込むことを認められた場合には、前条第1項第1号に掲げる期日又は第83条第2項に掲げる期間の開始の日の前日までに組合員負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第78条第1項の規定により収穫共済又は樹体共済の共済関係の成立した日の属する年の次の各号に掲げる期日までにその残額に相当する金額をそれぞれこの組合に払込まなければならない。

(1) 収穫共済の払込期限

うんしゅうみかん 12月15日

(2) 樹体共済の払込期限

うんしゅうみかん 12月15日

4 第5条第1項及び第6条の規定は、前項各号に掲げる払込期限までに第2回目の払込みを行わない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(共済金額)

第88条 収穫共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員が申出た金額とする。

(1) この組合と組合員との間に成立するうんしゅうみかんに係る半相殺方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員の住所（果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の50を下らず、標準収穫金額の100分の70を超えない範囲内において、組合員が申出た金額

(2) この組合と災害収入共済方式資格者との間に成立するうんしゅうみかんに係る災害収入共済方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額に100分の50を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定収穫共済限度額」という。）を超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申出た金額

2 前項第1号の標準収穫量は、法第120条の6第3項及び法第150条の5の13第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

3 第1項第2号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、法第120条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類に

係る果実の生産金額を基礎として、この組合が定める金額とする

- 4 樹体共済の共済金額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、共済価額の100分の50を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、組合員が選択した金額とする。
- 5 前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、法第120条の6第7項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該組合員が栽培する果樹で当該樹体共済に付されるものの当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額としてこの組合が定めるものを合計した金額とする。

(共済掛金率)

第89条 収穫共済の共済掛金率は、この組合に係る収穫基準共済掛金率と同率とする。

- 2 樹体共済の共済掛金率は、この組合に係る樹体基準共済掛金率と同率とする。

(果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第90条 理事は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金のうち組合員が負担する部分の率、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとしてすることができる。

- 2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第78条第1項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。
- 3 組合員は、いつでも、第1項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払)

第91条 この組合は、半相殺方式による収穫共済については、うんしゅうみかんに係るものによっては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量(その樹園地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。)の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の30を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収穫量の合計に対する割合に7分の10を乗じて得た率から7分の3を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

- 2 この組合は、災害収入共済方式による収穫共済については、前項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、第2条第1項第3号に規定する果実の減収又は品質の低下(農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ規則第33条の8の2第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該収穫共済の

共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。)がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定された当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しない場合に、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

- 3 第1項の基準収穫量は、この組合が第88条第2項の規定により定めた標準収穫量に法第120条の8第4項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。
- 4 第2項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに規則第33条の8の2第2項の農林水産大臣が定める準則に従って、過去一定年間におけるその者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この組合が定める数量とする。
- 5 樹体共済に係る共済金は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、共済事故によって組合員が被る損害の額が10万円(共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額)を超えた場合に支払うものとし、その金額は、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 6 前項の損害の額は、第88条第5項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における当該共済事故に係る果樹の価額としてこの組合が定める金額(当該共済事故が第2条第5項に規定する損傷である場合には、この金額に、当該果樹の当該損傷を受ける直前における樹冠容積のうち当該損傷に係る部分に相当する部分の当該樹冠容積に対する割合を乗じて得た金額)により、算定するものとする。

(共済金額の削減)

第92条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該果樹区分に係る定款第55条第3項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該果樹区分に係る定款第57条第3項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第93条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第78条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込み

係る果樹に関する第80条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

- (5) 組合員が第84条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- 2 組合員が正当な理由がないのに第87条第3項の規定に違反して第2回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。
- 3 この組合は、法第120条の6第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。
- 4 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

（告知義務違反による解除）

第94条 組合員は、第78条第1項の規定による申込みの当時、果樹共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 この組合は、組合員が、前項に基づきこの組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済又は樹体共済の共済関係を解除することができる。
- 3 この組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
 - (1) 第78条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、この組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、この組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第78条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

（共済掛金不払の場合の共済関係の解除）

第94条の2 組合員が正当な理由がないのに第86条各項の規定による払込みを遅滞したとき又は第87条第3項の規定に違反して第1回目の組合員負担共済掛金の払込みを

遅滞したときは、この組合は、当該収穫共済又は樹体共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第 94 条の 3 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 94 条の 4 果樹共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第 94 条第 2 項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第 94 条の 2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第 95 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、第 91 条第 1 項及び第 2 項の減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は同条第 5 項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第 96 条 この組合は、果樹共済について、果樹無事戻区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

- (1) 当該事業年度の前 3 事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共

- 濟掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。)。
- (2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額(当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額) に満たないとき。
- 2 この組合が前項の規定による無事戻しをする金額は、当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの定款第57条第3項の特別積立金の金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額に当該果樹無事戻区分につき三重県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。